

山梨市地域公共交通活性化協議会公印規程

令和3年7月1日
訓令第5号

(目的)

第1条 この規程は、山梨市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 山梨市地域公共交通活性化協議会長之印

(公印のひな型及び寸法)

第3条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の台帳)

第4条 事務局長は、公印台帳（別記様式）を作成し、整理及び保存をしなければならない。

(公印の管理方法)

第5条 事務局長は、公印を厳正に取り扱い、使用しないときは、堅固な容器に納め、施錠のうえ保管するものとする。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得なければならない。

(公印の新調、廃止)

第7条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長の許可を得なければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ひな型	寸法
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 山梨市地域 公共交通 活性化協議 会長之印 </div>	方21ミリメートル

別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳

公印名			
新調	年 月 日	廃止	年 月 日
理由		理由	
印影		書体	
		寸法	